



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 8 5 号 令和 5 年 5 月 9 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 0 8	土地改良区の役員の退任及び就任について 届出があった件	農山漁村振興課
2 0 9	港湾施設の概要を公示する件	運輸政策課

徳島県告示第二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年五月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

三好南岸土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	宮 成 傳 治	宮 成 傳 治	三好郡東みよし町加茂六五〇
同	七 田 義 貞		同 一四四三―二
同	白 川 勝	白 川 勝	同 三一九二
同	小 森 定 利		同 二七五六―三
同	宮 田 清 人	宮 田 清 人	同 五三一〇―一
同	伊 原 利 男	伊 原 利 男	同 四七〇五
同	川 原 豊		同 二〇三八
同	赤 池 通		同 五五八七―一
同	前 田 順 一	前 田 順 一	同 中庄一七二一
同	曾我部 一 郎		同 一六八一
同	松 浦 正 幸	松 浦 正 幸	同 一〇六〇―一
同	三 木 利 行	三 木 利 行	同 一一〇三―一
同	久 保 邦 明	久 保 邦 明	同 西庄字栗北四―二
同	川 原 清 次		同 字京免三五
同	西 岡 典 員	西 岡 典 員	同 字井関一―四
同		七 田 光	徳島市金沢一丁目八―一五―六二五号 県 営住宅
同		宮 賢 司	三好郡東みよし町加茂二九七七
同		川 原 孔	同 二〇〇一
同		堤 敏 博	同 五七九〇―一
同		高 橋 安 文	同 中庄二四二〇
同		本 家 宏 一	同 西庄字高田三二

徳島県告示第二百九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、徳島小松島港の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和五年五月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 港湾施設の種類

係留施設（浮栈橋）

2 名称

万代浮栈橋

3 位置

徳島市万代町五丁目七一番二地先

4 数量及び能力

(一) 延長 一〇・〇メートル

(二) 幅 三・〇メートル

二 港湾施設の種類

係留施設（物揚場）

2 名称

元根井物揚場五

3 位置

小松島市小松島町字元根井五四番一四

4 数量及び能力

(一) 延長 三〇・〇メートル

(二) 幅員 一〇・〇メートル

(三) 計画水深 DLマイナス三・〇メートル

三 港湾施設の種類

係留施設（物揚場）

2 名称

元根井物揚場六

3 位置

小松島市中田町字根井三番三七

4 数量及び能力

(一) 延長 一五〇・〇メートル

(二) 幅員 六・〇メートル

(三) 計画水深 DLマイナス二・〇メートル

四 港湾施設の種類

外郭施設（護岸）

2 名称

元根井北護岸

3 位置

小松島市中田町字根井三番三七地先

4 数量及び能力

延長 六〇・〇メートル

五 1 港湾施設の種類

係留施設（船揚場）

2 名称

元根井船揚場

3 位置

小松島市中田町字根井三番三五

4 数量及び能力

(一) 延長 三〇・〇メートル

(二) 計画水深 DL マイナス一・五メートルからマイナス三・〇メートルまで